

議 事 録

令和3年5月10日

| | | |
|------------|--|-------------|
| 開催場所 | 本庁 2階 202・203会議室 | 13:30～15:00 |
| 会議名 | 第10回 伊賀市農業委員会総会 | |
| 出席者 | 吉岡康 森下光 吉岡輝 玉岡 前田 西田 大田 木下 山口 森中 奥沢 | |
| | 金谷 坂本 福地 山本 宮本 森下清 中井 垣内 | |
| | [推進委員] (計18名) | |
| 欠席者 | 西山 高田 藤室 福森 森本 北川 | |
| 事務局 | 東 福山 山本 小林 中森 | |
| 議 事 | | |
| 議長 | 皆様おそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第10回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。 | |
| 事務局 | 本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。現在、出席委員は総数24名中 18名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。 | |
| 議長 | 今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。 | |
| 一同 | 異議なし。 | |
| 議長 | 次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。16番の山本委員 23番の森下光子委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。 | |
| 議長 | 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。 | |
| 事務局 | <p>賃貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田のみの3筆、面積は合計3,488㎡についての通知がありましたので報告いたします。</p> <p>無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田のみの2筆、面積は合計4,754㎡についての通知がありましたので報告いたします。</p> | |
| 議長 | 以上について、何かご発言はございませんか。 | |
| 議長 | ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。 | |
| 議長 | 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～5について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 | |
| 事務局 | No.1 西柘植地区、所在地は御代の田2筆、面積は合計2,707㎡、譲渡人は大阪府八尾市の〇〇〇〇さん、譲受人は御代の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は76a、取得後は103aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、父が50年、母が40年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバイン、トラクターを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から500mほどで取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 | |
| 事務局 | No.2 壬生野地区、所在地は川東の田1筆、面積は34㎡、譲渡人は川東の〇〇〇〇さん、譲受人は川東の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は38a、取得後も変わらず38aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅に隣接しており、現在も譲受人が管理していることから取得後も効率的に耕作できると認められます。また申請農地にかかる借受人はおりません。 | |

| | |
|------|--|
| 事務局 | No.3については、花垣地区、所在地は予野の田3筆、畑4筆、面積は合計5,445㎡、譲渡人は予野の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の〇〇〇〇さんです。No.4につきましては、花垣地区、所在地は予野の畑1筆、面積は380㎡、譲渡人は大阪府交野市の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,190aで取得後はNo.3、4併せて2,248aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である〇〇〇〇については、構成員5名の内4名が年間250日農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。農機具はトラクター3台、移植機を2台、収穫機を1台所有し、許可後は水稻及び野菜を耕作する予定です。〇〇〇〇は近接及び近隣の農地を耕作しており、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.5 花垣地区、所在地は白樫の畑2筆、面積は合計3,437㎡、譲渡人は白樫の〇〇〇〇さん、譲受人は川東の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は445aで取得後は479aとなり、伊賀市の下限面積を満たしています。農作業歴は12年で常時従事されています。農機具はトラクター、スプレッターを各1台所有、田植機、コンバインを各1台リースされており、取得後は粟を耕作される予定です。〇〇〇〇については、構成員4名が年間150日～200日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。申請地の隣地を耕作されており、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して西柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 奥沢委員 | No.1について説明いたします。4月27日に現地確認を行いました。圃場整備された田であり、既に譲受人が耕作されており問題ありません。 |
| 金谷委員 | No.2について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。既に譲受人が耕作されており問題ありません。 |
| 森中委員 | No.3、4について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。譲受人が近隣の農地を管理しており、効率的に管理できることから問題ありません。 |
| 森中委員 | No.5について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。譲受人が隣接する農地を管理しており、効率的に管理できることから問題ありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第1号No.1～5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6～11について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | No.6につきましては、河合地区、所在地は石川の田1筆、面積は938㎡、譲渡人は名張市の〇〇〇〇さん、譲受人は石川の〇〇〇〇さんです。No.7につきましては河合地区、所在地は石川の田3筆、面積は3,961㎡、譲渡人は石川の〇〇〇〇さん、譲受人は石川の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は80aで取得後はNo.6、7併せて129aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が8年・妻が4年・母が8年で常時従事しています。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。譲受人自宅から500mと近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.8 鞆田地区、所在地は下友田の畑1筆、面積は184㎡、譲渡人は平野西町の〇〇〇〇さん、譲受人は下友田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は39aで取得後は41aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が55年常時従事しています。農機具はトラクター、田植機を1台、コンバインを2台所有しています。申請地は既に農業用機械を保管するための農舎が設置されており、農地法施行規則第29条第1号に関する届出書が併せて提出されています。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.9 猪田地区、所在地は山出の田1筆、面積は合計590㎡、譲渡人は山出の〇〇〇〇さん、譲受人は山出の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は59aで取得後は65aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が50年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕耘機を各1台所有されています。取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は自宅から車で5分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | <p>No.10、11は結果的に〇〇〇〇氏所有地と〇〇〇〇氏所有地の土地交換となりますので合わせて説明をします。No.10の〇〇〇〇氏所有地を〇〇〇〇氏が、No.11の〇〇〇〇氏所有地を〇〇〇〇氏が取得となります。</p> <p>No.10 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、面積は合計1,244㎡、譲渡人は奈良県大和高田市の〇〇〇〇さん、譲受人は広瀬の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの耕作面積は336aで交換後は326aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が6年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕耘機を各1台所有されています。取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は100mと近隣であり、割田の解消解決にもなることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>No.11 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、面積は2,207㎡、譲渡人は広瀬の〇〇〇〇さんです譲受人は奈良県大和高田市の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの耕作面積は12aで交換後は22aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が50年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台所有されています。取得後は水稻を耕作する予定です。申請地までは40分であり、交換前の所有地も健全に耕作していたことから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> |
| 議長 | 只今の説明に関連して河合地区担当委員、鞆田地区担当委員、猪田地区担当委員、布引地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 福地委員 | No.6、7について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。譲受人が既に取得する農地を耕作しており、譲受人は地域で稲作を中心に農業されていることから、効率的に管理できることから問題ありません。 |
| 山本委員 | No.8について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。JAから土地を借りて譲受人が既に農業用倉庫を建築して利用しており、取得した方が利便性が上がることから問題ありません。 |
| 山口委員 | No.9について説明いたします。4月27日に現地確認を行いました。譲受人は取得する農地を既に耕作していることから問題ありません。 |

| | |
|------|---|
| 森下委員 | No.10、11について説明いたします。4月28日に現地確認を行いました。農地の交換案件であり、それぞれが隣接する農地を管理していることから問題ありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.6～11について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第1号No.6～11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第1号No.6～11は原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第1号No.12～16について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.12 中瀬地区、所在地は高畑の田1筆、面積は1,855㎡、譲渡人は高畑の〇〇〇〇さん、譲受人は羽根の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は154aで取得後の耕作面積は173aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が22年、妻が20年従事しており問題ありません。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を所有しています。もともと受人が耕作しており、渡し人が離農するため、申請地の管理ができなくなり、耕作していた受人に売買し所有権移転するものです。通作について問題なく、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.13 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田2筆、面積は1,423㎡、譲渡人は上野丸之内の〇〇〇〇さん、譲受人は島ヶ原の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は34aで取得後の耕作面積は48aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が15年、長男が20年で常時従事しております。農機具はトラクターが1台、コンバインが1台、田植え機が1台、草刈り機を2台所有しています。親族間の贈与で、周囲の山林も含めて本家に土地を戻すため所有権移転するもので、通作について問題なく、申請地も数年耕作していなかったが改めて取得することより耕作が再開され、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.14 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田1筆、面積は1,085㎡、譲渡人は島ヶ原の〇〇〇〇さん、譲受人は島ヶ原の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は48aで取得後の耕作面積は59aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で、常時従事しております。農機具はトラクターが1台、コンバインが1台、田植え機を1台、所有しています。親族間の贈与で、申請地は、これまでも〇〇〇〇氏が耕作しており、周辺農地も〇〇〇〇氏が耕作しているなど、通作についても問題なく、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | No.15 種生地区、所在地は種生の田7筆、畑7筆、面積は田畑合せて5,341.83㎡、譲渡人は津市の○○○○さん、譲受人は堺市の○○○○さんです。譲受人の伊賀市での耕作面積がなかったため、4月30日に新規営農面談を行いました。申請地は、妻の母が所有する土地で、現在空き家になっている家屋も含め家屋に隣接する農地を取得することになり、本申請に至ったものです。農業経験はありませんが、現在別居する妻とともに将来的には移住し近隣に居住する親族に手伝ってもらいながら農業に従事するなど、適正に営農されると判断され承認を受けました。耕作面積は53aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。新規就農で53aは少し面積が多いですが、すべての農地が家屋に隣接しており、山林に隣接する農地には既に梅、柿、栗など果樹が植樹されており、傾斜地のため法面も多く畑地が限られており問題なく管理できるものと判断します。現在は、週に2、3回現地に訪れて農業に従事しているところです。農機具は耕耘機、草刈り機を所有し、水稻の耕作はないため問題ありません。申請地は畑作が可能な平らな部分は耕作されており、周辺は草刈りも行き届いており引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.16 種生地区、所在地は高尾の田2筆、面積は815㎡、譲渡人は高尾の○○○○さん、譲受人は山梨県甲斐市の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は12aで取得後の耕作面積は20aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が12年で常時従事しております。農機具はバックホーを1台購入予定です。申請人は、30年前から同地区に土地を所有しており、この度、所有していた農地の更に山林に入ったところを購入できることになり本申請に至りました。申請地は、植林された山林となっている土地で、この度の購入により樹木を伐採し開墾しているところです。これまで所有していた農地についても、耕作放棄地となっているところを草刈りを行い、農地に復元しており、申請地についても農地に復元されるものと判断いたします。住所は山梨県甲斐市にありますが、申請地横に居住している小屋があり、伊賀市での営農の拠点となっており通作について問題ありません。申請地が全て耕作できる状態になるまで数年はかかる見込みですが、耕作可能な部分から作付けを行う計画で、陸稲、麦、大豆、野菜などを耕作し、耕作が困難な部分には果樹を植樹する予定です。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して島ヶ原地区担当委員、種生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 坂本委員 | No.13について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。南山城村に接している農地で2年前まで水稻を耕作していました。今回本家に農地を返すものであり問題ありません。 |
| 坂本委員 | No.14について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。以前から譲受人が取得する農地を耕作しており、問題ありません。 |
| 中井委員 | No.15について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。譲受人の母の実家近くの農地の取得であり、一部妻と母と一緒に耕作していた農地であることから問題ありません。 |
| 中井委員 | No.16について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。木が生えている土地もあったが現状で大半が伐採された。今後も農地にしていくとのことで問題ありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.12～16について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第1号No.12～16について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |

| | |
|------|---|
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第1号No.12～16は原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.1 山田地区、所在地は出後の田1筆、面積は178㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は出後の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、物置小屋1棟及び駐車場、池として利用するものです。申請地は、伊賀市役所大山田支所から南東へ約900mに位置しており、集落内に介在する基盤整備のされていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、平成9年4月21日から池、平成26年9月15日頃から駐車場として利用されていたため、顛末書を添付しての申請となっております。すでにコンクリートで施工されており、農地に戻せないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで既設水路に放流しています。区や水利組合、また周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、山田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 森下委員 | No.1について説明いたします。4月30日に現地確認を行いました。既に目的の用途により使用しているものであり、周辺の農地に影響がないことから問題ありません。 |
| 議長 | これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見無し。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.1 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、畑1筆、面積は合計564㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は小田町の〇〇〇〇さん他1名です。施設の概要は、居宅の新築及び駐車場、進入路として利用するものです。申請地は、伊賀鉄道新居駅から北西約200mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。申請人が住宅建築のために土地を探していたところ、休耕地を手放したい知人と話がまとまったことから、申請地を譲り受けられることになりました。譲受人は他に所有する土地がないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。工事期間は許可日から令和3年9月30日までの計画です。工事計画については、土地造成は東側の道路高に合わせて30cmほど切土を行い整地します。取水は東側道路から引き込み、汚水排水は合併浄化槽を設置し雨水とともに既設水路へ放流する計画です。隣接する宅地および雑種地を一体利用し、駐車場と進入路を併せて整備し、建ぺい率は27%で適正な建ぺい率22%を超えており問題はありません。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>No.2 新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は991㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は奈良県桜井市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、上野北小学校から北東約400mに位置し、周囲を山林と雑種地に囲まれた小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であるため、第2種農地と判断します。当該農地は獣害が酷く耕作が困難で、以前から休耕地になっていることから太陽光発電施設として活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に進むものと判断します。工事期間は許可日から5か月の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。また土砂の流出を防ぐ土留め工事を行います。太陽光パネルは250枚設置し、設置面積は500㎡となるため設置割合は40%を超えます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |
| 事務局 | <p>No.3 花之木地区、所在地は法花の田2筆、面積は合計985㎡、譲渡人は平野北谷の〇〇〇〇さん他1名です。譲受人は奈良県奈良市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、社員の福利厚生用施設の駐車場及び多目的広場として利用するものです。</p> <p>申請地は中法花公民館から南西へ約250mに位置する農地で、申請地を含む集団より東側及び西側については米を耕作しており土性が異なる。申請地を含む集団は10ha未満の小規模な農地の一団にあり、基盤整備されていない農地であるためいずれの農地区分にも該当しないその他の農地であり、第2種農地と判断します。隣接地に宿泊施設兼研修施設があり他に駐車場や多目的広場の代替地が無いことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。転用計画としましては、駐車場及び多目的広場として整備する計画となっています。工事期間は許可日から令和3年12月30日の計画です。工事計画としては、土地造成は周辺道路レベルまで平均約1m程度盛土の上、整地を行います。取水もなく、排水は雨水のみで敷地内に側溝を設け敷地内の雨水を集水し既設排水路へ放流する計画です。地元地区、水利組合、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。なお、本日地元農業委員は欠席でございますが、去る4月28日に関係者で現地確認を行い、特に問題はないということで確認いただきました。</p> |
| 事務局 | <p>No.4 花垣地区、所在地は予野の畑1筆、面積は1,099㎡、譲渡人は予野の〇〇〇〇さんです。譲受人は大阪府藤井寺市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、資材置場として利用するものです。申請地は平成27年から資材置場として利用していることから顛末書を添付させての申請です。申請地は伊賀市農業公園から南へ約200mに位置する農地で、概ね10ha以上の規模の一団の農地であることから第1種農地でございますが、既存の工場敷地の拡張であり、特例を適用し既存施設の敷地面積4,247.82㎡の1/2を超えないものです。近隣に資材置場の代替地が無いことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p> <p>転用計画としましては、肥料、飼糧の製造で使用する資材置場として利用する計画です。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。地元地区、水利組合、土地改良区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。</p> |

| | |
|------|---|
| | No.5 河合地区、所在地は石川の畑2筆、面積は190㎡、譲渡人は石川の〇〇〇〇〇さんです。譲受人は富山県富山市の〇〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電事業で使用する資材置場及び駐車場として利用するものです。申請地は伊賀市立阿山中学校から北へ約150mに位置する農地で、周囲を宅地や山林や交通量の多い主要地方道甲南阿山伊賀線に囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であるため、第2種農地と判断します。太陽光発電施設を建設する敷地に近接しており、今回の転用はやむをえないものと考えられます。転用計画としましては、太陽光発電施設の資材置場及び駐車場を整備する計画です。土地造成は整地のみで切土、盛土は行わない計画です。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。 |
| 事務局 | No.6 河合地区、所在地は川合の田1筆、面積は合計247㎡、譲渡人は川合の〇〇〇〇〇さんです。譲受人は内保の〇〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は宅地です。施設の概要は、居宅1棟を新築し利用するものです。申請地は伊賀市立川合小学校から南西へ約900mに位置する農地で、周囲を宅地等で囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であるため、第2種農地と判断します。住宅及び駐車スペースを含め、必要最低限の転用となることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。転用計画としましては、住居及び駐車場として整備する計画となっています。工事期間は許可日から令和3年10月末日までの計画です。申請地の面積247㎡に対し、居宅の建築面積は122.55㎡であり、建ぺい率は49.61%となり、許可基準の22%を満たしております。土地造成は整地のみで、土砂及び雨水の流出を防止します。工事計画は住居を整備するものであり、取水は上水道、汚水・生活排水は集落排水柵へ下水道へ放流します。雨水についても排水柵を設置して既設水路へ放流します。地元地区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないと判断します。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、新居地区担当委員、花垣地区担当委員、河合地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 前田委員 | No.1について説明いたします。4月27日に現地確認を行いました。現況が休耕の土地に住宅を建設するものであり問題ありません。 |
| 前田委員 | No.2について説明いたします。4月27日に現地確認を行いました。現況が荒れており山林化していることから太陽光発電施設として転用することはやむを得ないと判断しました。 |
| 森中委員 | No.4について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。譲受人は地元根差した企業であり、これまでも地域トラブルもございません。 |
| 福地委員 | No.5について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。隣の太陽光発電施設建設のための資材置場及び駐車場への転用であり、建設後もメンテナンス車両の駐車スペース並びに進上路となることから転用はやむを得ないと判断しました。 |
| 福地委員 | No.6について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。周囲が宅地に囲まれた農地に住宅を建設するものであり問題ありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第3号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第3号No.1～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>続きまして、議案第3号No.7～12を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>No.7 山田地区、所在地は真泥の田6筆、面積は合計15,586㎡を期間1年間の賃貸借により借り受け、砂利採取用地として一時転用したい旨の申請です。賃貸人は真泥の○○○○さん他5名、賃借人は西明寺の○○○○さんです。申請地は、伊賀市役所大山田支所から西へ約3kmに位置する農振農用地に該当します。申請法人○○○○は、平成5年に設立された法人で、伊賀地域を中心に建設業を行う一方、平成7年10月に、県内において砂利採取業の登録を受け、平成8年度から砂利採取業を行っております。採取計画によりますと、全体公募面積15,586㎡に2.0m以上の保安距離を確保し、掘削面積14,578.6㎡に安定勾配1:1.2で切り込み、掘削深5m、57,138.2㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、採取地内に集積し十分水切りをした後、申請地から北西へ約500mに位置する自社プラントへ搬出します。採取にあたりましては、地元自治会、隣接地所有者等との調整も済んでおり、危険防止のための標識及び防護柵の設置等被害防止及び安全面にも配慮されています。採取後の埋め戻し用の土につきましては、伊賀市真泥地内にある○○○○の所有地の山土を使用し、砂利洗浄に伴う脱水ケーキも使用する計画です。なお、山土については、伊賀建設事務所で碎石法の認可を受けております。採取跡地の埋め戻し及び農地の復元については、三重県砂利協同組合連合会が共同責任を負っており、過去の実績からも期間終了後には、確実に農地に復元されるものと思われます。取水排水はなし、雨水は自然浸透、及び敷地内に水中ポンプを設け沈砂タンクを経て西側の既設水路から服部川へ放流する計画です。資金計画については、自己資金にて行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しております。</p> |
| 事務局 | <p>No.8 上野地区、所在地は緑ヶ丘東町の畑1筆、面積は240㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は上野車坂町の○○○○さん、譲受人は上野忍町の○○○○さんです。施設の概要は、資材置場として利用するものです。申請地は、上野東小学校から北に300m位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地の周囲は北西は畑に接していますが、周辺地域は宅地化の進むエリアで2筆以外に農地はなく家庭菜園として利用はしているが、農地として利用するには生産性が悪く、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び道路側溝へ放流いたします。工事期間は許可日から令和3年7月末日までとなっております。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。隣接農地所有者にも承諾済みで、自治会長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。</p> |
| 事務局 | <p>No.9 上野地区、所在地は平野西町の畑1筆、面積は312㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は平野六反田の○○○○さん、譲受人は名古屋市の○○○○さん。施設の概要は、共同住宅1棟の新築及び駐車場です。申請地は、JAひぞっこの東100mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、住宅が密集している地域で農地として利用することは生産性がなく、譲渡人が農地の処分を希望し、不動産業を営んでいる譲受人が共同住宅を建築するもので、当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく建築開発事業適合通知証が提出されており、転用は確実に行われるものと思われます。土地造成は整地のみ。申請農地以外に6筆と一体利用し、全体面積1,997.71㎡に対して住宅の面積は534.81㎡、駐車場が783.71㎡で建ぺい率は44.06%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありまません。取水は、西側道路に埋設された本管から上水道を引込み、汚水については合併浄化槽を設置し、既存の水路に放流、雨水についても敷地内に集水し既存の水路に放流します。工事期間は許可日から令和4年1月末日までの計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | No.10 中瀬地区、所在地は西明寺の田2筆、畑4筆、面積は2,738㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は西明寺の〇〇〇〇さん他2名、譲受人は西明寺の〇〇〇〇さんで、施設の概要は、資材置場及び事業用、従業員用駐車場50台分の駐車場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所本庁から北東約2kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。会社敷地のすぐ隣の土地で以前より譲受人が借り受けて事業及び従業員用駐車場として利用していましたが、この度譲り受けることができるようになったため、本申請となりました。周囲は工業地域と用途が定められている地域で工場の立地が進んでおり、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、西側はフェンスと水路で境界が明確で、北側は、譲受人の土地で、東側にもフェンスが設置されており境界が明確で、南側と申請地中央には里道があり、境界部分に水路とフェンスを新設します。取水はなく雨水のみで自然浸透及び新設する水路へ放流します。既に駐車場として利用している部分があったため顛末書を添付させての申請でございます。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。 |
| 事務局 | No.11、12は譲受人が同一人物で申請地が隣接しているため纏めて説明いたします。種生地区、所在地は高尾のNo.11は、田1筆、畑1筆、面積は田畑合せて644㎡、No.12は、畑1筆、面積は16㎡、転用しようとする地目は山林です。公売物件の落札による所有権移転で譲渡人はありません。譲受人は名張市桔梗が丘の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、既に山林化している農地で山林として利用するものです。申請地は、高尾地区市民センターから北西1kmに位置する、山林に囲まれた生産性の低い狭小の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、公売物件の落札により令和3年4月6日に売却決定された農地で、譲受人が所有する山林に囲まれた農地で、杉が植林され相当年が経過し山林化している農地で、譲受人が所有することが現実的であり、利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。既に山林化しているため理由書を添付させての申請です。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長、からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、山田地区担当委員、上野地区担当委員、中瀬地区担当委員、種生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 宮本委員 | No.7について説明いたします。4月30日に現地確認を行いました。賃借人は同地区で砂利採取の実績があり、これまでも苦情等はございません。十分な対策も講じられていることから問題ありません。 |
| 玉岡委員 | No.8について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。資材置場として利用するものですが、周辺に畑がありますが影響はございません。 |
| 玉岡委員 | No.9について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。申請の農地を含む6筆について共同住宅1棟の新築及び駐車場を整備するもので問題ありません。 |
| 西田委員 | No.10について説明いたします。4月23日に現地確認を行いました。用途地域が定められている土地であり、資材置場兼駐車場として転用する計画であることから問題ありません。 |
| 中井委員 | No.11、12について説明いたします。4月26日に現地確認を行いました。譲受人が競売物件を落札したうえでの申請であり、譲受人が周囲の山林を所有し管理していることから問題ありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～12について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第3号No.7～12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 |

| | |
|------|---|
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第3号No.7～12は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第4号No.1～4について事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.1 長田地区、所在地は朝屋の畑1筆、面積は119㎡、現況地目は山林です。願出者は兵庫県明石市の○○○○さんです。場所は、長田地区市民センターから南西約に1,800mに位置する土地で、周囲を林地等に囲まれたに隣接する基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、20年以上前に檜が植林された樹木が現在も生育しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題は無いと判断します。なお、本日担当地区の農業委員は欠席でございますが、去る4月28日に関係者で現地確認を行い、特に問題はないということで確認いただきました。 |
| 事務局 | No.2とNo.3は隣接する1区画の土地となりますので、合わせて説明をします。 No.2 神戸地区、所在地は比土の畑1筆、面積は合計56㎡、現況は宅地です。願出人は伊賀市の○○○○さんです。土地の所在は、伊賀神戸駅から北東約300m以内に位置し、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。当該農地は、願出人が昭和49年頃に家を建築し、宅地として利用されてきたそうです。固定資産税の課税明細書にも昭和55年から宅地として評価されていることも確認しております。現地調査を行ったところ、現在も家屋が建ち、今後も引き続き利用するとのことで、農地に戻すことも困難であり、非農地として問題ないと確認できました。 No.3 神戸地区、所在地は比土の畑2筆、面積は合計455㎡、現況は宅地です。願出人は伊賀市の○○○○さんです。土地の所在は、伊賀神戸駅から北東約300m以内に位置し、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。当該農地は、願出人が昭和49年頃に家を建築し、宅地として利用されてきたそうです。固定資産税の課税明細書にも昭和55年から宅地として評価されていることも確認しております。現地調査を行ったところ、現在も家屋が建ち、それに附随した駐車場もあり、今後も引き続き宅地として利用するとのことで、農地に戻すことも困難であり、非農地として問題ないと確認できました。 |
| 事務局 | No.4 阿波区、所在地は富永の畑1筆、面積は182㎡、現況は宅地です。願出人は名張市の○○○○さんです。土地の所在は、阿波地区市民センターから西に約800mに位置する土地で、周囲を宅地や山林に囲まれた10ha未満の小規模の農地集団に属していることから、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、願出人がシイタケ出荷用の作業場として昭和48年頃に作業場、昭和62年に車庫を建築し、宅地として利用されてきたそうです。課税証明書にもそれぞれ昭和48年と、昭和62年から宅地として評価されていることも確認しております。現地調査を行ったところ、現在も車庫が建ち、今後も引き続き利用するとのことで、農地に戻すことも困難であり、非農地として問題ないと確認できました。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、神戸地区担当委員、阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 木下委員 | No.2、3について説明いたします。4月27日に現地確認を行いました。地目は畑だが22年前から住宅が建っており農地として使用することは困難です。 |
| 森下委員 | No.4について説明いたします。4月28日に現地確認を行いました。地目は畑だが昭和48年から建物が建っており農地として使用することは困難です。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号No.1～4について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし |
| 議長 | 議案第4号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 |

| | |
|-----|---|
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第4号No.1～4は原案のとおり下付することに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第5号「買受適格証明願について」を議題とします。議案第5号No.1～3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | このたび津地方裁判所伊賀支部で競売となった農地について期間競争入札が行われるもので、第3条の買受適格証明願が3件提出されました。買受適格証明願については、同一案件で願出人が複数名になる可能性があることから、公平性確保のため現地立会いを実施せず書類審査のみ行っております。落札者は落札後に改めて第3条申請を提出する必要があるため、現地立会いはその際に行うこととしておりますのでよろしくお願い申し上げます。 No.1 願出人は下友生の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2a、競売により落札した場合は22aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が35年で常時従事されています。農機具は田植機を1台リース、耕耘機を1台所有されており、水稻を耕作する計画です。対象農地は、伊賀市役所本庁舎から東に約1kmに位置する圃場整備田です。申請地は自宅から車で2分ほどで、取得した場合も効率的に耕作できると認められます。 |
| 事務局 | No.2 願出人は下友生の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は209a、競売により落札した場合は238aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、妻が40年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバインを各1台、トラクターを2台所有されており、水稻を耕作する計画です。対象農地は、伊賀市役所本庁舎から東に約1kmに位置する圃場整備田です。申請地は自宅から車で1分ほどで、取得した場合も効率的に耕作できると認められます。 |
| 事務局 | No.3 願出人及び譲受人は鳳凰時の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は784a、競売により落札した場合は829aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が25年、妻が15年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、水稻、野菜を耕作する計画です。申請地は自宅から2分ほどで、取得した場合も効率的に耕作できると認められます。 |
| 議長 | 説明が終わりました。議案第5号については書類審査のみですので担当委員の補足説明は省略し質疑に入ります。何かご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし |

| | |
|-----|--|
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.2について、本日出席している委員が願出人となっておりますので一括ではなく1件ずつ採決を行います。まずNo.1について原案のとおり買受適格者であることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第5号No.1原案のとおり原案のとおり買受適格者であることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第5号No.2について、関係する委員の一時退席をお願いします。 |
| | (〇〇〇〇委員退席) |
| 議長 | 議案第5号No.2について、原案のとおり買受適格者であることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第5号No.2は原案のとおり買受適格者であることに決定しました。 |
| | (大田委員入室) |
| 議長 | 続きまして議案第5号No.3について、原案のとおり買受適格者であることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第5号No.3は原案のとおり買受適格者であることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定13件、再設定14件で、計画面積は合計90,256㎡です。 (説明) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 |
| 議長 | これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。 |
| 一同 | 意見なし |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第6号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして、議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。</p> <p>令和3年3月23日付けで矢持地区農地利用最適化推進委員の森下友広推進委員より辞任届の提出が提出され、令和3年4月9日の農業委員会にて当該委員の辞任が決定し、同日辞任となったことに伴い矢持地区農地利用最適化推進委員が欠員となりました。</p> <p>「伊賀市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第10条」におきまして、「会長は、推進委員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員となる推進委員の補充に努めなければならない。」となっていることから、矢持地区から後任を選任いただくよう手続きを進め、推薦書が提出されました。推進委員の任命については、「伊賀市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第9条」に「推進委員候補者を決定したときは、当該候補者について、農業委員会の総会の同意を得た上で推進委員を委嘱するものとする。」となっているため、4月30日に開催されました農業委員会役員会(役員会の構成員は、伊賀市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会と同様の構成員のため選定委員会の選定とする)で承認され候補者が決定したため、本総会の議案といたします。それでは、議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。本議案については、欠員となった農地利用最適化推進委員の農業委員会からの委嘱について同意を受けようとするものでございます。推進委員氏名は喜多正展さんです。委嘱理由は「矢持地区農地利用最適化推進委員の前任の森下推進委員が一身上の都合のため辞任し、同区域を担当する推進委員に欠員が生じたため」です。根拠法は、農業委員会等に関する法律第17条第1項「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」及び伊賀市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第10条「会長は、推進委員の罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この要項に定める手続きにより、速やかに欠員となる推進委員の補充に努めなければならない」という規定でございます。</p> |
| 事務局 | <p>喜多正展さんについては、霧生に居住している68歳になる農業者で、JAを退職後地域で営農しています。農業に関する知識が豊富で農業経営に熱心と地域からの推薦を受けております。事務局からは以上です。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。ただいまの説明について何かご意見ございませんか。</p> |
| 一同 | <p>意見なし</p> |
| 議長 | <p>ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 一同 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p> |
| 事務局 | <p>つづきまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>1) 令和3年度農業委員、推進委員合同研修会の開催について 6月3日(木) 三重県伊賀庁舎 7階 大会議室をお借りして午前午後に分けて研修会を実施します。詳細につきましては、後日案内を送付します。</p> |
| 議長 | <p>以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第10回総会を閉会いたします。</p> |

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 3 年 6 月 10 日

会長

吉岡 康夫

印

議事録署名者

森下 光子

印

議事録署名者

山本 好啓

印